

市民憲章 わたくしち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

“路上放置”にさようなら

新近鉄八尾駅前広場予定地に仮設自転車置場を設置

市では、近鉄八尾駅付近の自転車の路上放置対策として、駅東方約250mの新駅前広場予定地の一かくに自転車置場を設置します。

これは近鉄高架化が完成するまでの“仮設”自転車置場ですが、設置にともない、9月からは八尾警察署に要請して、近鉄八尾駅付近での自転車の路上放置を強く規制してゆく方針です。自転車置場の開設後は路上放置をやめ、必ず自転車置場を利用してください。

■歩行者の安全確保、車のスムーズな通行が目的

近鉄八尾駅付近の路上には、通勤客が駅までの“足”として利用する自転車などが多数放置されています。特に、駅北側の市道ではセンターライン付近までこの“不法駐車”の自転車に占拠されているという状態です。

このため、付近の交通、ことにバスの通行に支障をきたす一方、歩行者は通行する車と放置された自転車とのあいだをぬって歩かねばならず、常に危険にさらされています。

そこで、人や車の通行をスムーズにし、歩

行者の安全をはかるため、新駅前広場の予定地に仮設自転車置場を設置したわけです。

■自転車200台余りを収容

この自転車置場は現駅の東約250m、新駅前広場の予定地の一かくにあります。(略図参照) 広さは412㎡で収容台数は200台余り。周囲にさくをめぐらし、内部はアスファルトで簡易舗装をしています。

使用料は無料ですが、自転車置場を利用する時は次の点にご注意ください。

1. 自転車は置場内に整然と順序よく置いてください。
2. 自転車には必ずカギをかけてください。
3. 自転車には住所氏名を書いてください。
4. 置場内では物を捨てたりせず、環境保全にご協力ください。

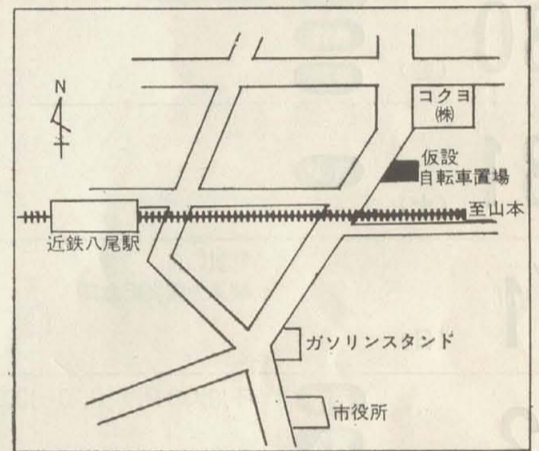
なお、盗難、破損等の責任は一切負いません。

■路上放置はやめてください

自転車置場の開設にともない、9月初旬から八尾駅周辺での自転車の路上放置を強く規

制してゆき、放置自転車を置場に移すなどの措置をとります。路上放置をやめるようご協力ください。

仮設自転車置場付近略図



② はやくなくしたい自転車の路上放置(近鉄八尾駅北側の市道で)

やお市政だより

第511号

2

昭和49年8月20日

市の行事

| | | |
|----------|----------------|---|
| 8/26 (月) | 教育 家児 心配 | ☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 |
| 27 (火) | 交通 青少 | |
| 28 (水) | 結婚 家児 教育 | ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 |
| 29 (木) | 家児 青少 | ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 / |
| 30 (金) | 家児 教育 身障 | 不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 |
| 31 (土) | 青少 | |
| 9/1 (日) | | ☆防災の日 ☆関東大震災記念日 |
| 2 (月) | 教育 家児 心配 | ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 |
| 3 (火) | 交通 青少 | ☆ツベルクリン反応 9.15~11.00 八尾保健所 ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 |
| 4 (水) | 結婚 家児 教育 | ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 |
| 5 (木) | 家児 法律 青少 | ☆少年を守る日 ☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆婦人スポーツ教室(庭球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 / |
| 6 (金) | 家児 教育 身障 | ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆種痘の接種 14.00~15.30 南高安幼、高美幼 |
| 7 (土) | 青少 | ☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター ☆結婚式総合展示会(〜8日) 9.00~17.00 市立労働会館 |
| 8 (日) | | |
| 9 (月) | 教育 家児 心配 | ☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 ☆ツベルクリン反応 14.00~15.30 八尾保健所 ☆種痘の接種 14.00~15.30 竜華幼、志紀幼 |
| 10 (火) | 交通 青少 | ☆種痘の判定 14.00~15.30 南高安幼、高美幼 |

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)
☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

《胃の集団検診の受付》

市では胃の集団検診(10月末までに実施する分)の希望者を受け付けています。

- ☆対象 30歳以上の市民
 - ☆費用 1人 400円
 - ☆ところ 八尾保健所
 - ☆申し込み 市衛生課、各出張所に備えつけの用紙に必要事項を記入して市衛生課まで。(定員 450名になりしだい締め切ります)
- なお、町会など団体(50~60名)で申し込まれる場合は、直接市衛生課までおこしください。

《結婚式総合展示会を開催》

市立労働会館結婚式場は今秋結婚される方などのために結婚式総合展示会を開きます。

- ☆とき 9月7日(土)、8日(日) 午前9時~午後5時
 - ☆ところ 市立労働会館(近鉄山本駅下車すぐ)
- 花嫁や花婿の衣装のほか、料理写真など数多く展示されますのでお気軽にご覧ください。

《電気の使用は安全に》

電気も使い方がわるいとおまいがけられない災害を招きます。

- ☆次のことを守り、恐ろしい感電や漏電火災などの災害を未然に防ぎましょう。
- ☆こわれた器具やいたんだコードはすぐに修理し、いたんだまま使わない
- ☆コードをつぎたす場合は、必ずコードネクターを使う
- ☆手がぬれている時や足もとがぬれている場所では電気器具に触れない
- ☆電気洗たく機にはアースを取り付ける
- ☆電気器具はコンセントから使用する

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談

結婚 = 結婚相談 いずれも 13時~16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

交通 = 交通相談 **法律** = 法律相談(当日予約制) **行政** = 行政相談 いずれも 13時~16時

市民相談室で **教育** = 教育相談

9時~ 教育相談室で **職業** = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で

《謡曲大会参加者を募集》

市教委は第21回八尾市文化祭謡曲大会を次の日程で開きますが、その参加者を募集しています。

- ☆とき 10月6日(日) 午前9時30分~
- ☆ところ 市立労働会館(近鉄山本駅下車すぐ)
- ☆申し込み 9月10日までに申込用紙(公民館にあります)に必要事項を記入して教育センター内公民館まで。

《臨時保母を募集》

市は次のとおり産休代替保母とパート保母を募集しています。

- 《産休代替保母》
- ☆勤務時間 午前9時~午後5時
- ☆給与(日給) 有資格者-2,150円、無資格者-2,050円

- 《パート保母》
- ☆勤務時間 午前7時30分~9時30分と午後4時30分~6時30分の4時間
- ☆給与(時間給) 有資格者-350円、無資格者-300円
- 勤務場所はいずれも市内の市立保育所です。

申し込みその他くわしくは社会福祉会館内児童課(電91-3881内線282)まで。

《アルバイトを募集》

市教委は来年の成人該当者の抽出事務をしていただくアルバイトを募集しています。

- ☆対象 30歳未満の女性
- ☆期間 9月中旬~11月末日
- ☆給与 日給 1,800円
- ☆申し込み 9月7日までに教育センター内社会教育課まで。面接のうえ決定します。

《安い費用で挙式できます》

八尾市婦人団体連合会は、新生活運動のひとつとして結婚式の費用が1人 300円という結婚式場を市立婦人会館で開いています。この300円の中には、衣装代、着付け代、化粧代など一式の費用が含まれています。

《地震対策特別番組》

消防庁提供の地震対策特別番組が次のとおり放映されます。

- ☆とき 9月1日 午後4時20分~5時35分 関西テレビ
- ☆内容 地震のメカニズム、日頃の心構えなど

《おわび》

8月5日号第3面「市営住宅のこと」で空き屋とあるのは空き家の誤りでした。訂正しておわびします。

やお市政だより

第511号

3

昭和49年8月20日

お知らせ

保健のこと

■来年度小、中学校の入学児に 種痘の接種を行います

電 91-3881 内線360

9月6日から定期(2、3期)種痘の接種を行いますので該当者はもよりの会場で忘れず受けてください。

☆対象者 来年度4月、小学校、中学校に入学される児童

＜日程＞

| 接種日 | 判定日 | 会場 |
|---------|----------|---|
| 9月6日(金) | 9月10日(火) | 南高安幼 高美幼 竜華幼 志紀幼 久宝寺幼 曙川幼 美園幼 長池小 南山本幼 山本幼 安中幼 東山本幼 刑部幼 |
| 9日(月) | 13日(金) | |
| 12日(木) | 17日(火) | |
| 13日(金) | 18日(水) | 中高安幼 北山本幼 用和幼 八尾幼 竹淵東幼 大正幼 桂小 北高安小 |
| 19日(木) | 24日(火) | |
| 20日(金) | 25日(水) | |
| 25日(水) | 30日(月) | |
| 26日(木) | 30日(月) | |
| 27日(金) | 10月1日(火) | |

時間は午後2時～3時30分です。

問診票(小学校、幼稚園にあります)に必要事項を記入捺印のうえ母子手帳を添えて会場へお持ちください。問診票のない方は会場にもありますので印と筆記用具をお持ちください。

なお、上履きを持ってきてください。

教育のこと

■中学校卒業程度認定試験を行います

電 91-3881 内線476

文部省は病気などやむをえない事由のため義務教育諸学校に就学することができないで就学を猶予または免除された人などを対象に中学校卒業程度認定試験を行います。

☆受験資格 昭和50年3月31日までに満15歳以上になる人で、就学を猶予または免除された人またはこれらに相当すると文部大臣が認めたる人

☆試験日 11月29日(金)

☆試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語。ただし、ドイツ語またはフランス語でも申し出れば受験できます)

☆申し込み 申込用紙(府教委で交付)に必要事項を記入のうえ府教育指導2課まで
なお、この試験に合格した人は、高等学校の入学資格が得られます。

その他くわしくは市教委指導課または府教委指導2課までお問い合わせください。

統計のこと

■全国消費実態調査にご協力ください

電 91-3881 内線244

総理府統計局は9月1日から3カ月間、全国消費実態調査を行います。

この調査は、全国からくじびきの方法で選ばれた約5万世帯について9月から3カ月間家計簿に毎日の収入と支出の内容を記入してもらうことにより家計の実態を調査し、国民の生活状況がどのようになっているかを明らかにするものです。

この調査結果は、国の経済政策や福祉政策をより効果的に行うための基礎資料などに使われますが、例えば税金の徴収などのために使われることは絶対にありません。

調査員がご家庭に家計簿の記入をお願いしうかがった時は、ご協力ください。

職員のこと

■このほど人事異動がありました

電 91-3881 内線221

このほど人事異動がありましたので次のとおりお知らせします。

【次長級】▷企画財政部次長兼 収税課長 市森晋宜 ▷建設部次長 鶴田 彰 ▷開発部次長兼 区画整理課長 竹内 正 ▷改良事業部次長 岡田訓俊 ▷監査事務局長 巽 年夫

【課長級】▷職員互助会事務局長 梶谷悟郎 ▷総務部 寺川信次 ▷同職員課長 西原 優 ▷企画財政部 税務課長 浅野敦樹 ▷民生部 社会課長 柳原時男 ▷同児童課長 中村孝一 ▷同市民課長 松井一雄 ▷同産業課長 松本勘二 ▷同公害課長 中口 勝 ▷同対策部 企画課長 山中孝志 ▷保健衛生部 清掃事業所長代理兼 庶務係長 事務取扱 石橋英一 ▷同清掃事業所長代理兼 清掃第1係長事務取扱 南田 満 ▷清掃改善対策室 高田耕午 ▷同参事 進藤栄一 ▷建設部 参事 葛西信弥 ▷同参事 大北正 ▷同管理課長 辰己重男 ▷同道路課長 東口勝美 ▷同建築課長 数内俊彦 ▷下水道部 管理課長 小路勝治 ▷同建設課長 姉川長浩 ▷同開発部 参事 岡本 清 ▷改良事業部 改良第2課長 奥野義明 ▷同住宅管理課長 高内孝夫 ▷会計室 参事 田中真吉

＜市議会事務局＞【課長級】市議会事務局次長 清 永 通

＜消防本部＞【課長級】消防署第1警備課長 川西 博

＜水道局＞【次長級】▷企画室長兼 水道技術管理者 北川喜一郎

【課長級】▷管理課長 福中保則 ▷工務課長 永木敏夫

＜教育委員会事務局＞【次長級】▷管理部次長兼 管理課長 西川正和

【課長級】▷管理部 総務課長 森山一三 ▷同参事 胎中 隆 ▷同参事 天野裕隆 ▷同参事 兼 市立学校給食センター所長 金井幸明 ▷社会教育部 参事 菅原 勇

福祉のこと

■府重度障害者(児)給付金の申請を受け付けます

電 91-3881 内線277

府は重度障害者(児)に給付金を支給しますが、その受付を次のとおり行います。

☆受給資格 昭和49年9月1日現在、市内に居住し、住民登録をしている人で、次のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳を持っている1級または2級の障害のある人

②療育手帳の障害程度が「A」の人、または精神薄弱の程度が重度と判定された人

☆支給金額(年額) 1級の人 8,000円、2級の人 6,000円、精神薄弱の人 8,000円

☆申請 9月1日から30日まで社会福祉会館内福祉事務所第3係で受け付けますが、身体障害者福祉会会員の方は身体障害者福祉会で受け付けます。

また、次の日に限り各出張所で出張受付をしますので、この機会に申請してください。

＜日程＞

| | 午前 | 午後 |
|----------|--------|-------|
| 9月18日(水) | 西郡 | 山本 |
| 19日(木) | 高安、南高安 | 大正、竜華 |
| 20日(金) | 久宝寺、竹淵 | 志紀、曙川 |

時間は午前が9時30分～12時、午後が1時30分～4時です。

監査のこと

■民生部社会課の監査を行いました

電 91-3881 内線526

このほど社会課の監査を行いました。今回の監査は、昭和45年度から昭和48年12月までの事務が関係法令にしたがって適正かつ効率的に行われているかどうかについて行ったものです。

＜厚生係＞

1. 同和更生貸付資金の収納事務処理について一受払簿、月報、預金通帳等を照合した結果、昭和47年2月10日から昭和47年6月6日までの間において、601万6,124円の資金不足額のあることと、昭和46年8月10日から昭和48年11月28日までの間において、2,810万9,000円を流用していたことが判明しました。したがって、総流用金額は、2,810万9,000円プラス601万6,124円の計3,412万5,124円となり、このうち2,810万9,000円は戻入されているものの、なお、資金不足額601万6,124円については早急に善処するよう促しておきました。さらに、昭和49年5月31日現在における基金設定以来の内容を参考のため調査しましたところ、同年月日現在において、760万162円の誤差(資金不足)を生じていることが判明しました。したがって、監査期間対象内の資金不足額601万4,124円を760万162円から差し引きした158万4,038円は本監査対象期間前の事故金と推定されますので、これの処理については再度調査検討のうえ善処するよう促しておきました。

2. その他事務処理について(同和更生資

金関係)一審査の結果はおおむね適正に整理されていましたが、次の事項について注意を促しました。①申請書の申請年月日および資金の必要とする理由ならびに償還計画の記載のないもの、②借用証書の年月日および借受期間の記載のないもの、③申請書の受付にあつては、本市同和更生貸付規則第3条第4項の規定に留意するもの、④保証人の住所、氏名等所定の事項の記載がないもの、⑤台帳の償還元利金額欄に第1回の元利金額と最終回の元利金額のみ記入され、その間は空白となっているもの、⑥2カ月以内のすえ置き期間を経過した後も償還のないもの、⑦台帳の消し込みには、担当者の印を押捺し責任の所在を明確にするよう注意しました。

3. 検討、改善を要する事項について一①収納された現金は財務規則第27条第2項の規定に基づき処理するよう注意しました。②主管課において、「資金保有高」および「貸付現在額」が、常時「基金設定額」に合致しているかどうかの照合、確認をするよう注意を促しました。③主管課から収入役を経て市長に毎月報告される「同和更生貸付基金出納計算書」の内容について、常時異常の有無の確認をするよう注意しました。④基金の運用事務のうち、主管課長として、とくに、資金の出納については万全の注意を払うよう注意を促しておきました。⑤財務規則第83条の規定に基づく、事務の実態について検査を実施するよう注意を促しました。⑥行政事務の引き継ぎについては、本市職員服務規程第13条の規定により、確実に引き継ぎをするよう注意を促しました。

4. 生活援護資金貸付関係書類類について一調査台帳(貸付台帳)において借入申請額および貸付決定額の記載のないものがありましたので、確実に記載するよう注意しました。また、貸付金の回収状況について、貸付台帳および月報ならびに収入済通知書を照合したところ、適正に収納されていることを認めました。貸付金の回収事務および貸付事務については、事務処理に留意するよう促しました。

5. 技能習得事業等補助金関係書類類について一補助金の申請にあつては、事務処理規程に留意するよう促しました。また、申請書の控えに、文書の送年月日が記入されていないものがありましたので、事務処理に注意するよう促しました。

6. 予算執行事務について一執行事務は、おおむね適正に行われていましたが、とくに、経費の流用については留意するよう促しておきました。

＜社会係＞

1. 敬老金申請書および関係書類類について一申請書はおおむね適正に整理されていましたが、申請書の処理事項の記載もれがありましたので注意するよう促しました。また、本市敬老金条例施行規則第9条の規定による帳簿が作成されていなかったため備えつけるよう注意しました。

2. ねたきり老人見舞金受給申請書類について一申請書の申請年月日の記入もれおよび本市ねたきり老人見舞金条例第2条第2号の規定による住民基本台帳との照合確認もれがありましたので注意しました。



やお市政だより

第511号

4

昭和49年8月20日

市の話題

●市内夏祭りのフィナーレを飾り盛大に恩智祭り

市内夏祭りのフィナーレを飾って1日、恒例の恩智祭りが盛大に行われました。

この夏祭りは131段の急な石段をふとん太鼓とみこしが登り降りするので市内でも有名。

この日、波模様とうさぎが描かれたハッピを着た若衆300名は、午後2時に恩智神社境内を出発、急な131段の石段を約20分で降りました。沿道には約2,000名の地元民、見物客がつかめかけ、汗まみれの若衆に拍手を送っていました。

このあと町内を練り歩き、夜おそくまでにぎわいました。



●連日にぎわう青少年キャンプ場

恩智の青少年教育キャンプ場が今年も7月22日からオープンしていますが、連日多くの子供たちでにぎわっています。

同キャンプ場は広さ約5,300㎡で現在、野外炊事場とテント村2カ所があり、キャンプファイヤーもできます。

連日、子供たちはキャンプ場の専門ヘルパー6名と一緒に歌やゲームをしたり、虫取りに出かけたりし楽しく過ごしています。

なお、同キャンプ場は8月31日まで開かれますが、期間中、予約で満員です。



●府消防操法訓練大会で八尾市が2位に入賞

第18回大阪府消防操法訓練大会が11日、大東市の府立消防学校で行われ、八尾市が小型ポンプの部で2位に入賞しました。

この大会は府下全域の代表消防団38チームが参加し行われたもので、八尾市からは去る6月に行われた八尾市消防団ポンプ操法競技大会で選ばれた第8分団上尾分隊が小型ポンプの部(20チーム参加)に出場しました。

この結果、泉南郡熊取町について八尾市が2位に入賞しました。



●姉妹都市ベルビュー市内の児童作品

市教委は5日、市内の幼、小、中学校園の児童の作品をベルビュー訪問使節団に託しました。

これは去る5月に姉妹都市ベルビュー市から送られてきた児童の作品集のお礼をかねて日本の学校生活や風俗を紹介しようと送ったもの。

送られた作品は絵画236点、習字35点、工作4点の計275点、ほかに学校生活の写真100枚です。

絵画では運動会や修学旅行などの学校生活、町のようす、大阪城などが描かれていました。



しあわせを築く道 部落解放をめざして ⑨

■解放会館その2

解放会館の歴史や事業については、前回で述べてきました。今回は、会館事業の内容について具体的な事例を2、3あげて理解を深めてみましょう。

同和問題の解決のためには、最も重大な問題として、職業選択の自由、すなわち、就職の機会均等が完全に保障されなければなりません。会館においても、職業安定所と常に協力し、地区住民の就職・転職についての相談に応じています。

ある年配の方は自分で運転して、自営運送業を営んでいました。ところが大資本企業に圧迫され、昭和48年末には運送業を続けられなくなりました。それで、昭和49年1月に会館へ相談にこられました。会館では、早速、東奔西走、その方の就職に努力しました。その方は、普通免許しかありませんでしたので、普通2種の免許状をとることになりました。3カ月間、3人の子どもをかかえて、苦しい生活の中で訓練にかよいました。やっとのことで試験を受けるようになりましたが失敗し、挫折しかかりましたが、がんば

り通して、3回目に合格しました。民営タクシー会社に面接に行きましたが、労働条件がきびしく、年配の方には身体的に無理なのでそこをあきらめ、Sタクシー会社に就職しました。現在がんばって働かれています。また、中学校卒業就職者については、職業安定所と中学校とに連絡をとり、就職先を訪問して、本人や会社側と話し合い、定着指導にあたっています。

ある会社に就職した女子中学校卒業生が、職場の同僚から差別的言辭をうけたということが会館でわかり、解放同盟・教育委員会、職業安定所、中学校に連絡をとって、共に会社と話し合いました。会社側は、「国の責務であり、国民的課題」である同和問題の解決にとりくむための学習が不徹底であったことを深く反省しました。現在、本人は、その会社で、後から入社してきた後輩たちと力をあわせてがんばって働いています。就職先を訪問して定着指導にあたっている会館職員の話では「仕事はしんどいけど、がんばって……」という話しをよくきくということですから。会館では昼働きながら、夜間、学校に通っている青少年とも話し合い、働く青少年の

くらしと教育を支える努力をしています。

会館では、地域住民の生活における文化的社会的向上の願いをうけとめて、料理教室・編物教室などを開いています。住民は、昼の仕事の疲れもいとわず、夜、会館に集まって、真剣に学習しています。

料理教室にかよっているある年配のおかあさんは、「むかしは仕事におわれ、テンヤ物で食事をすますことが多かった。料理教室でならった料理を家でつくったら、子どももみんな、おいしいとよるこんでくれた。栄養のこともわかってきた。今は、忙しく、疲れた中でも、なんとか私の手で料理をつくっています。」と、生き生きと話しておられました。

今までにも述べてきましたように、差別の結果、かつては出産まぎわまで医師にもかかれぬきびしい生活状態があり、例えば、乳児死亡率では、全国乳児死亡率の1.5倍から2倍という非常に高い状況におかれてきました。地域では婦人達は命にかかわる問題としてとらえ、「妊産婦を守る会」を組織し、みんなできつとりました。会館では地域婦人・出産児の命と健康を守るために、妊婦教

室・保健婦による家庭訪問・赤ちゃん相談などの事業活動を行い、地域・家族ぐるみの健康を支えるための努力をつづけています。

地域住民は、歴史的社会的に差別をうけ、それがもたらす貧困のために教育の機会均等が保障されず、差別は温存助長されてきました。そのために住民達は、「教育を守る会」を組織し、教育の機会均等の完全保障をめざして、学力の充実・教育条件の整備・教育内容の充実などについて、自ら学習を深め、運動を進めてきました。会館では、そのための条件整備などに努力し、住民の自主的組織的な活動の促進につとめてきています。

このように地域の人たちは差別をなくするために、血のにじむような努力をつづけています。会館は、地域住民の願いにこたえ、部落の完全解放への拠点として、差別のない明るい豊かな社会をつくり、最も不合理な部落差別をなくするために、いろいろな事業を進めています。

市民のみなさん、部落問題を自分の課題として、ともに手をつなぎ、部落差別をなくし明るい八尾市をさざさしましょう。

本会議

● 会議のあらまし

■ 7月定例会

7月定例会は、7月10日から22日までの13日間開かれました。

この市会では、3月定例会で指摘しておいた事業費の計上をみた第3号補正予算をはじめ、し尿汲取り手数料ならびに国保税の改定といった重要案件を慎重審査した結果、値上げ案を否決しました。

八尾市議会史上はじめて市長提案を否決したが、今後予測される国保財政の悪化と、し尿汲取り業務の停滞といった問題について、議会としてもより一層積極的に取り組み、市当局とともに問題解決にあたる必要がある。

＝ 値上げ案に活発な質疑 ＝

本会議第1日(10日)は、市長提案33件について提案理由の説明がありましたが、し尿

汲取り手数料ならびに国保税の改定案については、活発な質疑が交わされました。

このあと、行政事務事業に対する個人質問を行い散会しました。

＝ し尿汲取り手数料・国保税改定案を否決 ＝

本会議第2日(22日)は、各常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について委員長報告があり、各議案をそれぞれ議決しましたが、し尿汲取り手数料・国保税の改定については、賛成少数により原案否決しました。

このあと、昨年の12月定例会から継続審査となっていた「仮称第2高美小学校設立に伴う通学区区に関する請願の件」を賛成少数で不採択したあと、昭和48年度の病院事業会計

ならびに水道事業会計の両決算を閉会中の継続審査として、決算審査特別委員会の設置等を行い7月定例会を閉会しました。

◎ 7月定例会の日程

- 4日、9日 議会運営委員会
- 10日 本会議(第1日)
- 11日 建設委員会
- 12日 保健経済委員会
- 13日 文教民生委員会
- 15日 総務委員会
- 19日 保健経済委員会、文教民生委員会
- 20日 保健経済委員会
- 22日 議会運営委員会、本会議(第2日)

● 質問と答弁

＝ 職員の身分擁護について ＝

【質問】 去る6月5日改良事業部の職員が、執務中一市民に電話の受話器で暴行を受け、さらに1週間後、庁内で別の市民に野球のバットで暴行を受けた事件に対して、今後職員の執務中、身の安全確保について、どのように対処しようとしているのか。

【答弁】 今回の事件は、旧西郡地区の最も古い住宅において白蟻が異常に発生し、これに関連する住宅の入替と、同和向け公営住宅の入居抽せんの際に、混乱を避けるため改良事業部の管理職員が庁外で執務をしていた期間中に発生したものである。

今後暴力により目的を達成しようとする事については、一切これを排除するため、本件については告訴することに踏み切り、今後市行政としては、一貫して毅然とした姿勢で対処していく所存である。



整備が待たれる国鉄八尾駅前

また、このことに関連する職員の不安と動揺を排除し、安心して職務に精励できるよう万全を期したい。

＝ 国鉄八尾駅前整備にかかれ ＝

【質問】 去る3月定例会において、国鉄八尾駅前整備の調査費として300万円が計上されたが、どの程度、調査が進んだのか。また今後、地元との関係あるいは執行体制についても、どう取り組む考えなのか。

【答弁】 近鉄八尾駅の場合は、区画整理というものがきっかけとなって、国、府の補助制度を受けることができ、前進した。

国鉄八尾駅の場合は、再開発法の適用が受けられるか、どうかを調査するには地元の実態調査と住民の理解度といった意識調査をする必要がある。

この調査には、府の専門職員を派遣願い、具体的な調査を進める一方、地元の権利者、自治振興委員会、商業関係者等のそれぞれの代表者と話し合っていくたい。

＝ 集会所設置に積極的な援助を ＝

【質問】 集会所建設補助金制度が設けられているが、建設用地の確保ができなければこの制度の恩恵をうけられない。

そこで、この補助金制度に用地確保の資金調達ができるように無利子の長期貸付制度を加えるべきであると考えますが、どうか。

【答弁】 市民のコミュニティの場としての出張所、公民館、集会所等、全体の中でどのように制度化するか。条例との関係もあるが前向きに検討していきたい。

＝ 長瀬川流域の悪臭について ＝

【質問】 長瀬川の悪臭の原因が工場用排水と芝山衛生処理場の排水という事実から、その防除について、どのような行政措置をと



早くしよう魚が泳ぐ長瀬川に

っているのか。

【答弁】 水質問題としては、河川汚濁の実態と汚染源を正確に把握するため、隣接市との境界で毎月定期的に市内河川を検査し、汚染状況の掌握に努める一方、各河川流域毎の事業所をチェックし、企業を指導している。

さらに府と共同で夜間パトロールを実施し、排出水の検査をしており、基準をオーバーした工場の行政指導を行っている。

今後においては、汚染源とみられる事業所について一層の監視指導と合わせて、一日も早く河川が浄化されるよう、府に対し規制基準の強化を要請していきたい。

芝山衛生処理場の排水については、沿岸の環境保持のため汚水放流の打ち切り、あるいは原因者としての費用負担等について、折衝をしている段階である。

● 議会日誌

◎ 7月

- 2日 公害対策特別委員会
- 5日 文教民生委員協議会
- 16日 開発公社理事会
- 18日 全国議長会産業経済委員会、児童福祉審議会
- 19日 総務、文教民生委員合同協議会、建設委員と宅建業者懇談会
- 24日 春日部市議来庁、東部大阪治水対策促進協議会協議会視察(鹿児島市)
- 25日 駅前整備特別委員会、寝屋川南部広域下水道組合議会視察(宇都宮市)
- 28日 文教民生委員行政視察(新潟市)
- 29日 貿易促進大阪府ブロック会議
- 30日 東部大阪治水対策促進協議会協議会現場視察

◎ 8月

- 1日 全国民間空港所在都市議会協議会

- 2日 貿易促進常任理事会
- 3日 各派代表者会議、議会だより編集委員会
- 6日 中部議長会総会ならびに国会陳情
- 7日 交通対策特別委員会
- 9日 議会だより編集委員会

- 12日 寝屋川南部広域下水道組合議会代表者会議、広域行政調査特別委員会
- 13日 中部市議会議員親善野球大会
- 14日 公害対策特別委員会視察(大阪ガス) 東部大阪治水対策促進協議会協議会視察
- 16日 中部都市広域行政協議会

＝ 決算審査特別委員会を設置 ＝

7月定例会に上程され、閉会中の継続審査となった昭和48年度の病院・水道事業会計の両決算は、近く審査する予定です。

市民の医療機関としての市立病院の財政が極めて厳しい現況にあり、このまま放置すれば、病院規模の縮小なり閉鎖という事態に立ち至る危険性は十分にある。

こうした財政事情を一日も早く立て直さなければなりません。

なお、この決算委員会は、9月定例会で上

程されます一般会計・特別会計についても審査いたします。

◎ 決算審査特別委員会委員名簿(9名)

- 委員長 棚田 正一
- 副委員長 小林清次郎
- 委員 寺田きみ子、大野 茂、
柏本 武雄、森田 道昭、
柴谷 光雄、北村 善藏、
芋谷 清

議会だより

委員会

●八尾排水区の水洗化の時期について

【過去の経過】

八尾排水区について供用開始ができない最大の理由として、萱振曙川線から新家ポンプ場までの間、約1,300メートルが一部用地未買収のため、工事がストップしているものがあります。

【質疑】

いつになったら水洗化が可能になるのか、時期を明らかにしてほしい。

【答弁】

現時点では時期は明確にできない。この理由として、過去問題となっていた用地の未買収箇所については、近々開かれる収用委員会

で解決すると考えている。しかし、現在最も苦慮しているのは、水洗化を推進するための寝屋川南部広域下水道事業の財源がここ数年、全国的に増加している流域下水道事業のあおりを受け、国からの補助金の大幅な減額、さらに公共事業の抑制等も重なり、財源の確保が非常に困難な状態である。

【質疑】

過去の経過を振り返っても、水洗化の開始時期については、用地買収の関係から再三にわたって約束が守られなかった点から、今回ようやく用地買収の問題も解決するという点で、市民は水洗化ができると期待するのは

当然である。にもかかわらず今度は財源がないから、またまた延期ということでは地域住民は納得しない。

【答弁】

市民が久しく待望している水洗化の実施と浸水対策上から、財源措置ができないから放っておくということは許されないものである。この点から現在、府に対して債務負担行為の形で、なんとか当年度に事業を推進させるように強く働きかけている。

【要望】

過去の経過と浸水対策上から、早期実現方を強く要望しておきました。

●し尿汲取り手数料の改定について

【議案の内容】

し尿収集の円滑化、近代化をはかるべく、組織体制の整備に要する諸経費が増高したことに伴い手数料を改定するものであります。

改定案、一般家庭手数料

便壺1個につき 世帯割 月額 200円
人頭割 1人1回につき50円

【質疑】

し尿汲取りに対する市民苦情が山積してきた原因は、業務体制（許可業者制）に問題があると考えますが、どうか。

【答弁】

市民に多大のご迷惑をかけたことは、誠に申し訳ない。

し尿収集業務は、市町村の固有事務であり直営か委託にすべきである。

現状の市民苦情を解消するには、現体制の整備をはかりながら、法の趣旨に沿った改善を加えていく。

＝市民苦情の解消が先決だ＝

【質疑】

市民苦情が完全に解消されていないのに、なぜ手数料の値上げだけを行うのか。

【答弁】

月2回収集が実行されなかったことに問題があるのであって、これを1日も早く解決することが先決問題であるとして、業者の一本化と並行しながら組織体制の整備をはかるには、相当な経費が見込まれるので、市民に負担をお願いするものである。

＝高額手数料になる根拠は＝

【質疑】

改定案は、府下で一番高額な手数料となるが、なぜ本市の汲取り手数料がこのような高

額になるのか。

【答弁】

各市まちまちの業務体制をとっているので一概に比較できない。

今回の料金改定に際し、月2回収集に要する諸経費を割り出し、それを汲取件数で除して、汲取り単価を算出した。

【質疑】

各市間で汲取り単価ならびに作業員の賃金等の諸条件に大きな格差がないのに、なぜ本市の手数料だけが府下平均の3倍以上にもなるのか。

【答弁】

各市の実態と比較するには、内部に入ってこまかく分析しなければ明らかにならない。今回の料金算定の根拠となる諸経費については、最小必要限度にとどめたつもりである。確かに、本市の手数料は高くはなるが、これは月2回収集の定着化をはかるためのものである。

【質疑】

この値上げ案が可決された場合、月2回収集はまちがいなく実行されるのか。

【答弁】

組織体制の整備を行い、月2回収集の定着化をぜひとも実現させるため、最大限の努力を払う覚悟である。

【討論】

反対討論—過去、幾多の市民苦情をうけ、多大の迷惑をかけておりながら、こうした経緯を踏まえず、月2回収集も完全実施されていない現状において、府下の高額な料金改定は認めるわけにはいかない。

賛成討論—し尿収集業務における市民苦情を解消するためには、何はともあれ月2回収集の定着化にある。この先決問題の解決のためには、市民負担もやむを得ない。

【審査の結果】

賛成多数により原案可決を適当と認めました。（本会議では否決されました）

●国保税の改定について

【議案の内容】

保険税の税率を課税限度額現行8万円を11万円に、所得割100分の4.1を4.5に、均等割1人当たり1,500円を3,400円に、平等割1,120円を2,800円にそれぞれ改定するものであります。

【質疑】

市民に対し十分なPRなしに急ぎ提案された理由は。

【答弁】

国保税の健全化について本年の2月14日に国保運営協議会に諮問した。そして、その答申が本会議前日の7月9日に出たので、提案した。

【質疑】

改定案によると、国保税の市民負担は現行1人当たり月額771円より1,035円、率にすると34.5%のアップになるが、市民の担税能力についてどのように考えているのか。

【答弁】

本市の国保財政の事情から、今回の改定案

による税額は、被保険者に対し応分の負担と考えている。

＝まず超過負担の解消をはかれ＝

【質疑】

国保財政の悪化要因の一つに事務費の超過負担が上げられる。この解消にいかなる運動をしてきたのか。

【答弁】

事務費は全額国が負担すべきであるが、現状は60%弱しか負担していない。

こうした実情を市長会、国保連合会等を通じて国に訴え、全額国庫負担を要請している。

【質疑】

事務費の超過負担や老人医療の無料化に伴う赤字分は棚上げして、あくまでも国に財源措置をさすべきだ。こうした国の責任を市民負担にはね返すような改定は、すべきではないと考えるが、どうか。

【答弁】

現在の国保制度は、保険システムの原則である相互扶助によって運営されている。しかし、時代とともに保険制度が改善され

老人医療費無料化、高額医療費負担、助産費の増額等社会保障制度の要素を強めてきているが、それに見合った国の財政措置が得られないので、国保財政が苦しくなってくる。

市民の担税能力にも限度があるが、税改定による財政再建の道を選ばざるを得ない。

【質疑】

保険制度の社会保障化が強められている時代の趨勢を考えれば、一般会計からもっと思い切った財政措置をすべきではないか。

【答弁】

今回の改定に際し、市民の担税能力を考慮して、48年度の赤字分は棚上げし、49年度に予測される赤字額のみを解消をはかるため、税改定をするものである。

なお、一般会計からの9,000万円の繰出しについても、厳しい財政事情の中から精一杯の繰出しをした。

＝根本的な財政再建策を立てよ＝

【質疑】

国の積極的な財政援助がなければ、近い将来、また税の値上げをしなければ、国保財政

の健全化は保てないと思うが、今後の財政見通しはどうか。

【答弁】

国の財源措置に大きな期待が持てない。加えて11月頃に医療費の改正が予測されるなど国保財政に厳しい要因が重なってくる。

そうした情勢のもとで、財政基盤の確立に主眼を置いて着実に運営していく。

【討論】

反対討論—財政悪化の要因となっている事務費の超過負担や老人医療費無料化に伴う波及分等について、国に積極的に働きかけるべきであって、国の責任を市民負担に振り替えるような値上げには賛成できない。

賛成討論—市民の健康と生命を守る国保制度を保持するためには、財政の再建が前提条件である。国の抜本的な財政措置や制度の改善が期待できない現時点においては、税の改定もやむを得ない。

【審査の結果】

賛成多数により原案可決を適当と認めました。（本会議では否決されました）

●同和対策事業費の財源措置について

【質疑】

今回の3号補正の結果、投資的経費の45%にあたる46億9,800万円の同和対策事業費が予算計上されているが、その財源内訳をみると、特別措置法の規定にかかわらず国庫補助金がわずかに5.2%にとどまり、39.8%を占

める府補助金とその肩代わりをしている現状である。この点財政当局の所感を聞きたい。

【答弁】

特別措置法に規定された3分の2の国庫補助率を、国みずから守っていないため、同和対策事業の迅速かつ計画的な推進が、国およ

び地方公共団体の責務であることにかんがみ、大阪府が府下各市町村の財政状況を考慮して特別の財政措置を講じているのである。

今後、あらゆる方途で国が法律に定められたとおり、3分の2ないし8割補助を実行するよう強く要求を続ける。

●仮称末広保育所建設について

【質疑】

旧西郷保育所の跡地に保育所建設を要望してきたところ、ようやくその予算措置をみたが、未措置見数ならびに保育所の理想的な規

模からして、定員90名を120名にすることは、できないのか。

【答弁】

保育所の理想規模が定員90名なのか、120名

なのかいろいろ考え方がある。

本市としては、120名程度が望ましいと考えているが、今回の場合は敷地面積の関係と一定の空間が必要と考え、90名定員とした。